

政令第百十七号

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同項第二号中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に改め、同条第五項中「五十六万九千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百二十四千八百円」を「四百五十五万三千二百円」に改め、同項第二号中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に改め、同条第五項第一号中「三百五十二万二千円」を「三百六十三万二千円」に改め、同項第二号中「二百六十四万四千円」を「二百七十二万二千円」に改める。

第十二条第一項中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月以後の月分の新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十二条第一項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄